

特別代理人

父親や母親が、その親権に服する子供との間でお互いに**利益が相反する**行為をするには、子供のために**特別代理人**を選任することを家庭裁判所に申立なければなりません。

利益が相反する行為とは、以下のような場合です。

- ・父が死亡した場合に、共同相続人である**母と未成年の子が遺産分割協議を行う場合**
- ・父親の住宅ローンのために未成年の**子が所有している土地を担保に入れる場合**

親権者と未成年者との間の利益相反行為に関する特別代理人選任申立は以下のような手続きになります。

申立人：親権者又は利害関係人

申立先：子供の住所地の家庭裁判所

費用：収入印紙800円、裁判所との連絡用郵便切手

必要書類：未成年者の戸籍謄本、親権者の戸籍謄本、特別代理人候補者の住民票又は戸籍の附票、利益相反に関する資料

なお、利益相反行為は、親権者と子供の間に限らず、成年後見人と成年被後見人との間や、会社と取締役との間にも該当します。



(司法書士 小司隆信)



司法書士法人たなか事務所

〒509-6122 岐阜県瑞浪市上平町一丁目3番地

TEL 0572-67-1815 FAX 0572-67-1331

